共同住宅用

「　　　　　　　　　　　　　」消防計画

　　年　　月　　日作成

この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

**第１　防火管理者等の業務について**

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

　１　消防機関への報告及び連絡

　２　居住者への火災予防対策及び火災発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け

　３　建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告

　４　共用部分における消防用設備等　　　　　　　　　　　　　　　　　の点検及び維持管理

　５　居住者に対する消防訓練参加の呼び掛け

　６　消防機関から配付された広報紙の回覧及び管理

　７　その他

**第２　居住者が行う防火管理対策について**

居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

　１　住戸内における火気管理を行う。

　２　住戸出入口防火戸の閉鎖機能の維持管理をする。

　３　バルコニーに避難障害となる物件を置かない。

　４　階段・通路等の共用部分に燃えやすい物や避難障害となる物品を置かない。

５　消防用設備等（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）の周囲に使用障害となる物品を置かない。

６　　　　　　　　　　　　　　　　　の周囲に使用障害となる物品を置かない。

７　その他

**第３　火災が発生した場合の行動について**

１　火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。

２　１１９番通報は、火災を発見した者又は同一階の居住者が協力して行う。

３　初期消火は、消防隊が到着するまで、消火器等を使用し居住者が協力して行う。

４　玄関から避難できない場合は、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。

５　その他

**第４　地震時の行動について**

１　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

２　地震が発生した場合は、可能な限り使用中の火気の消火を行う。

３　各設備器具は、安全を確認した後に使用する。

４　その他

　　　南海トラフ地震防災対策推進地域に所在する対象物については別添「南海トラフ地震対策規程」を添付するものとする。

**第５　訓練について**

１　防火管理者は、居住者に対して消防用設備等・特殊消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知徹底を行い、　　月頃に避難訓練、消火訓練を実施する。

２　居住者は防火管理者が実施する消防訓練のほか、町会、自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加して訓練を行う。

３　その他

**第６　共用部分における消防用設備等の点検及び報告について**

１　消防用設備等は、点検設備業者（　　　　　　　　　　　　）に委託して行うものとし、防火管理者がその結果を受け、３年に１回　　月頃に所轄消防署に報告する。

２　その他

**第７　その他**

**第８　防火管理業務の委託について**　　　　　　　　　〔　該当　・　非該当　〕

１　防火管理者の業務の委託状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理者の業務を受託した者の氏名及び住所等（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地） | 氏 名（名　称） |  |
| 住 所（所在地） |  |
| 電 話 番 号 |  |

　２　防火管理業務の一部委託の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受託者の  氏名及び  住所等 | 職・氏名（名称） |  |
| 住所等（所在地） |  |
| 防火管理  者の状況  （該当す  る場合の  み記入し  ます。） | 防火管理者職・氏名 |  |
| 営業所等 |  |
| 教育担当者職・氏名  講習等種別・修了番号 |  |
| 教育計画 |  |
| 防火管理  業務の範  囲及び方  法 | 委託範囲 |  |
| 委託業務実施方法 | □常駐　　　□巡回　　　□遠隔監視 |
|  |

**第９　避難経路図**

建物平面図を添付し、避難経路を矢印で図示します。